頁数　４頁

空港用５０００立級化学消防車１台の製造

特 記 仕 様 書

佐 賀 県 地 域 交 流 部

佐 賀 空 港 事 務 所

目　　次

1.　総　　則　・・・・・・・・・・　1～2頁

3.　構造及び機能　・・・・・・・・・・　2～3頁

5.　塗　装　等　・・・・・・・・・・　3頁

6.　装　　備　・・・・・・・・・・　3頁

8.　検　　査　・・・・・・・・・・　3～4頁

「　別　添　」

空港用化学消防車製造に係る提出図等リスト

1. 総　　則

1．1　適 用 範 囲

（1）　本特記仕様書は、空港及びその周辺において発生する航空機の事故による火災の消火及び人員の救助を行う「空港用化学消防車共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）1.2.3 項に規定する空港用 5000 立級化学消防車（以下「消防車」という。）の製造に関する性能、構造及び機能等の仕様の大要を規定する。

本特記仕様書に規定されていない事項については、共通仕様書の当該規定による。なお、共通仕様書各項に規定する消防車型式は「Ｉ型」を適用する。

1．5　承 諾 事 務

承諾事務に係る提出図等は別添のとおりとする。

1．6　提 出 図 書 等

1.6.2　取 扱 説 明 書

提出場所	オペレーションマニュアル	点検整備実施要領書
佐賀空港事務所	10 部	10 部

1．9　納 入 等

消防車の納入場所及び納入台数は次のとおりとし、納入に際しての費用と手続き等は、共通仕様書の規定によること。

なお、自動車登録番号標交付手数料及び自動車損害賠償責任保険証明書（２５ヵ月分）は受注者の負担によるものとし、自動車重量税印紙は受注者に別途支給する。

納 入 場 所	住　　所	台　数	納入期限
佐賀空港事務所	佐賀県佐賀市川副町大字犬井道 9476 番地 187	1	R8.3.31

1．10　現 地 取 扱 説 明

受注者は、消防車の納入後速やかに現地消防関係職員等に対し、消防車の性能及び装置全般にわたる取扱説明を当局が指定する日に 2 回以上行い熟知させること。

なお、本取扱説明に要する費用は受注者の負担とする。

1．13　リ サ イ ク ル 料 金

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日法律第 87 号「自動車リサイクル法」）に基づく再資源化等の預託金、情報管理料金及び資金管理料金に

係る費用等は、受注者の負担とする。

なお、受注者は、再資源化等の預託金手続きに関する必要な情報について、遅滞なく監督職員に対して提供すること。

1. 15 製造責任者

受注者は、本製造に係る製造責任者を選任し、監督職員に書面にて提出する。製造責任者は、契約書に規定する事項のほか、設計、製作、検査等に係る技術上の全般にわたる管理、調整を行う。

3. 構造及び機能

3. 3 車　　体

3.3.1 運　転　室

（3） 運転室内前方右側位置に運転者席1席を設け、その左側に操作員用座席（以下「操作員席」という。）2席配置し、それぞれに座席ベルトを設けること。また、運転者から操作員席及び操作員席から運転者席にそれぞれ各席前方から容易に移動ができること。

（4） 運転手が運転席において、後写鏡又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示で定める基準に適合する後方等確認装置により、自動車の外側線付近及び後方の交通状況を確認できること。なお、運転席が運転室前方右端にない場合は、道路運送車両の保安基準が定める左側方視界に加えて右側方の視界も確保すること。

3.4.5 主タレットノズル

（3） 操　作　装　置

1） 操作員席（中央位置）より装置が容易な位置に、主タレットノズルのリモートコントローラ、操作・開閉釦及び作動状態を示す表示灯を設けて、主タレットノズルの旋回、仰・ふ角度、放射形状の切換操作、放射能力段階の切換操作、水又は水成膜形成泡放射の開始・停止及び機関調速機の設定操作ができること。

3.4.6 バンパータレットノズル

（3）操　作　装　置

運転者席及び操作員席（中央位置）よりそれぞれ操作が容易な位置に、バンパータ

レットノズルのリモートコントローラ、操作・開閉釦及び作動状態を示す表示灯を設けて、バンパータレットノズルの旋回、仰・ふ角度、放射形状の切換操作、水又は水成膜形成泡放射の開始・停止及び機関調速機の設定操作ができること。

3.5.5　ハンドラインホースリール装置

（2）　高圧ゴムホース

2）　呼　　径　　19φ～32φ（内径）

5. 塗　　装　　等

5. 2 標　　示　　等

5.2.1　消 防 車 車 体

（2）標識番号（上面、両側面、後面）

対 象 車 両	番　号
佐賀空港事務所	1

6. 装　　置

6. 4 特　殊　装　置

下表の装置は共通仕様書 3.7 項に規定する特殊装置とする。

装置	対象車両	数量
保温装置	佐賀空港事務所	1 式
運転室冷房装置		1 式

8. 検　　査

8. 2 総　合　検　査

本検査は、日本国内の試験場所において、検査職員立会の下に、下記事項について行う。ただし、日本消防検定協会の行う「動力消防ポンプの品質評価」及び「特殊消防ポンプ自動車に係る消火装置の品質評価」により、構造及び機能が確認できる事項又は製造者において同一型式に係る消防車の製造実績があり、提出された同一型式の試験成績書等を検討し、検査事項が重複すると認められ性能等について均一性を有すると検査職員が判断した場合は、それをもって検査成績書とし一部の検査項目の立会検査を

省略する。

　なお、試験方法については、「独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規定」及びJIS に規定とすること。